明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三六）　一

省令

○厚生労働省令第百三十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（生活困窮者住居確保給付金の額等） **第十一条**　生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。 一　申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（次号において「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合　生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額 二　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額 2　前項第二号の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。	（生活困窮者住居確保給付金の額等） **第十一条**　生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下この条において「世帯収入額」という。）が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。 （新設） 2　前項ただし書の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。